

令和3年度市民税・県民税の申告書

(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

区	整理番号		
---	------	--	--

記入例1:確定申告した(予定含む)上場株式等の所得の
全部を申告不要にする場合

申告不要にできる上場株式等の所得は、住民税5%があらかじめ特別徴収されているものに限りです。

現住所	神戸市長田区二葉町5丁目1-32		フリガナ	コウベ ハナコ	
			氏名	神戸 花子	
令和3年1月1日の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上	生年月日	昭38.4.1	性別	男 <input checked="" type="radio"/> 女
				電話番号	自宅 078-×××-×××× 携帯 090-△△△△-△△△△

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
上場株式等の繰越損失額		円	

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税）の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されています。確定申告した(予定含む)上場株式等の所得すべてを記入してください。

(注意) 上記の表の住民税の源泉徴収は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告する番号に○をつけてください。

- 1 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 2 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

			住民税の特別徴収税額
1に○をしてください。	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
上場株式等の繰越損失額		円	

2は以下の例の場合に使用します。

(例) 確定申告で分離課税とした配当所得を住民税では総合課税で申告

【注意事項】

- この申告書の申告期限は市民税県民税税額決定・納税通知書が到達するまでです。その後のご申告は一切お受けいたしかねますのでご注意ください。
- 市県民税で申告不要制度を選択した場合、市県民税で配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- 納税通知書が届いたのちに課税方式を変更することはできません(過年度分も同様です)。
- 特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得等もあわせて申告しなければなりません。
- 所得税と市県民税で異なる課税方式を選択した場合、医療費控除、譲渡所得の繰越損失額等について、所得税と市県民税で控除額等に差異が生じる可能性があります。
- この申告書を提出する場合に上場株式等に係る譲渡損失について、翌年度以降に繰越す額がある場合は、別途繰越控除明細書第57号様式の提出が必要です。